

DV防止法とは？

DV防止法は、「配偶者からの暴力」を防止し、被害者の保護を図るために制定された法律です。このリーフレットではDVの定義や法による救済手段、DV被害者のための相談窓口について説明しています。

※DV防止法の正式な名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」です。(平成13年10月13日施行)



DV(配偶者からの暴力)について

DV防止法における「配偶者」とはどんな人？

①婚姻の届出の有無を問わない

「配偶者」は、籍を入れていないものの婚姻関係にあると同様の「内縁関係」や「生活の本拠を共にする交際相手(同棲相手)」も含まれます。

②「元配偶者」「元内縁関係」「元生活の本拠を共にする交際相手(元同棲相手)」も含む

婚姻中に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合の「元・配偶者」(※内縁関係を解消し、離婚したのと同様の事情にある「元・内縁関係」や、交際を解消した「元・生活の本拠を共にする交際相手」を含む)も、この法律の対象となります。

③性別を問わない

DV防止法の適用は男性女性の別を問いません。

DVの種類

身体的暴力

殴る、蹴る、首を絞めるなど

精神的暴力

無視する、暴言を吐く、脅迫するなど

性的暴力

暴力・脅迫を用いての性行為の強要など

経済的暴力

生活費を渡さない、金を取り上げるなど

DVのサイクル



DVは、右図のようなサイクルを繰り返しながら、暴力がエスカレートしていきます。

自分さえ我慢すれば…等と考えていませんか？DVは一度収まったと思っても、繰り返し起きる可能性が非常に高いです。

ひとりで悩まず、ご相談下さい！

